

秋田市告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則(平成9年秋田市財務規則第37号)第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月19日

秋田市長 沼谷 純

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) ルミーズ株式会社

代表取締役社長 佐藤 有道

長野県小諸市本町三丁目2番25号 菱屋本町ビル

(2) ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

代表取締役 島本 茂弘

東京都品川区西五反田七丁目7番7号 SGスクエア7階

2 指定納付受託者に納付させる歳入

(仮称) 千秋公園大手門通り有料駐車場利用料

3 指定日

令和8年3月19日